

	修正箇所	修正前	修正後	修正日
1	プロポーザル実施要領 【別紙1】物価等の変動に関する委託料の費用増減	(なし)	<p>1.4 処理状態や調達管理の変動等による委託料の額の調整</p> <p>要求水準書第4章に定める範囲において、流入下水の水量並びに水質による変動は、委託料の額に影響しないものとする。</p> <p>流入下水の水量並びに水質による変動が、次の各号に該当するときは、委託料の額を変更するものとする。</p> <p>(1) 前項に定める範囲を超えたとき、かつ第69条第2項に定める条件を満たさないとき。</p> <p>(2) 前号のほか、別に委託料の額の調整に係る条件を定めたとき</p> <p>施設の運転状況や要求水準の変更、設備等の更新などにより、調達物の使用量が契約締結時の計画に対し調達した実量が著しく変動しているときは、委託料の額を変更するものとする。</p> <p>委託料の額の変更の方法、その他については要求水準書に定めるものとする。</p>	令和7年11月10日
2	様式集(様式5) 共同企業体協定書	【乙型のみ】	【乙型用(様式5-1)と甲型用(様式5-2)を作成しました。】	令和7年11月26日

	修正箇所	修正前	修正後	修正日
3	様式集（様式9） 配置予定技術者調書	（なし）	【配置予定の運転管理統括責任者および運転管理副統括責任者について、以下の記入欄を追加しました】 居住地：（松尾浄化管理センターまで非常時において60分以内に出勤可能なことが判断できる程度の住所を記入すること）	令和7年11月10日
4	プロポーザル実施要領 【別紙1】物価等の変動に関する委託料の費用増減	令和n年度の長野県電工単価（新単価）と令和n-1年度の長野県電工単価（旧単価）を比較し、変動が±1.5%以上認められる場合、委託料の支払いが最新の電工単価に基づいた運転管理業務委託料となるよう、変更契約を行う。	新単価（令和n年度の長野県電工単価）と旧単価（令和n-1年度以前の契約（または変更契約）により合意した長野県の電工単価）を比較し、変動が±1.5%以上認められる場合、n年度以降の委託料の支払いが最新の電工単価に基づいた運転管理業務委託料となるよう、変更契約を行う。 新単価は例年2月頃に国交省より公表される公共工事設計労務単価（電工）による。	令和7年12月19日
5	様式集（様式5-1および様式5-2） 共同企業体協定書	（解散後の瑕疵に対する構成企業の責任） 第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成企業は共同連帯してその責に任ずるものとする。	（解散後の契約不適合に対する構成企業の責任） 第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成企業は共同連帯してその責に任ずるものとする。	令和7年12月19日
6	要求水準書 1-2. 本委託の目的と目標項目	委託者は、各目標項目について自ら指標を設定し、その達成状況をモニタリングすること。	受託者は、各目標項目について自ら指標を設定し、その達成状況をモニタリングすること。	令和7年12月19日
7	要求水準書 1-3. (5)(イ)【表	(5) 環境整備業務 ア 各施設の清掃及び整理整頓	(5) 施設管理業務・環境整備業務 ア 各施設の美化、火災予防及び防犯等	令和7年12月19日

	修正箇所	修正前	修正後	修正日
	1-2】 運転管理業務項目	イ 各施設の除草、樹木剪定、消毒等 ウ 各施設の除雪	イ 各施設の清掃及び整理整頓 ウ 各施設の除草、樹木剪定、消毒等 エ 各施設の除雪	
8	要求水準書 1-3.(5)(イ)【表 1-2】 運転管理業務項目	ア 設備等を良好な状態に維持または保全するために行う予防修繕（計画修繕） イ 機械・電気設備、建築付帯設備等における突発的な故障及び異常に対応する緊急的修繕（計画外修繕） （上記ア・イ合算の年限度額は募集要項等公表時（令和7年11月予定）に示す）	ア 設備等を良好な状態に維持または保全するために行う予防修繕（計画修繕） イ 機械・電気設備、建築付帯設備等における突発的な故障及び異常に対応する緊急的修繕（計画外修繕）	令和7年12月19日
9	要求水準書 2-7.(2)	緊急対応計画書の受理	緊急時対応計画書の受理	令和7年12月19日
10	要求水準書 4-2. 要求水準	(1) 処理施設等の運転操作及び監視に関する業務要求水準	(1) 処理施設等の運転管理及び維持管理に関する業務要求水準	令和7年12月19日
11	要求水準書 4-2.(1)(ア)(1) ①	(川路浄化センター、竜丘浄化センター、和田浄化センターの一部機器の運転操作については、松尾浄化管理センターからの遠隔操作は不可)	(消去)	令和7年12月19日
12	要求水準書 10-3.(1)(イ) 未達除外日の取り扱い	上記により、要求水準の未達として判定されなかった場合は、当該事象が発生した日を「未達除外日」として取り扱う。未達除外日については、委託料の減額及び達成率の算定の対象となる月間平均値及び年間平均値の計算対象としない。	上記により、要求水準の未達として判定されなかった場合は、当該事象が発生した日を「未達除外日」として取り扱う。未達除外日については、委託料の減額及び達成率の算定の対象となる、月間平均値及び年間平均値の計算対象としない。	令和7年12月19日
13	要求水準書	受託者の責により契約を結べない。又は契約手続	(重複する項目を削除)	令和7年12月19日

	修正箇所	修正前	修正後	修正日
	別記5 リスク分担表 (契約締結リスク)	きに時間を有する場合		
14	要求水準書 別記5 リスク分担表 (人件費の変動)	運転管理業務委託料について、事業契約締結時から1.5%を超える公共工事設計労務単価(電工)の変動があった場合	運転管理業務委託料について、業務委託契約締結時から1.5%を超える公共工事設計労務単価(電工)の変動があった場合	令和7年12月19日
15	要求水準書 別記5 リスク分担表 (人件費の変動)	(なし)	運転管理業務委託料について、労務単価(電工)に関する契約変更時から1.5%を超える公共工事設計労務単価(電工)の変動があった場合	令和7年12月19日
16	要求水準書 別記6 業務説明書	—	松尾、竜丘について、消火器配置表を要求水準書別記6 業務説明書に追加しました。	令和7年12月19日
17	要求水準書 別記8	(なし)	要求水準書 別記8に、本件施設に関する消火器配置平面図を追加しました。	令和7年12月19日
18	要求水準書 別記5 リスク分担表 (物価の変動)	委託費積算時の薬品調達単価※から1.5%を超える変動があった場合の1.5%を超える部分	令和8年度の薬品調達単価※から1.5%を超える変動があった場合の1.5%を超える部分	令和7年12月19日
19	基本協定書(案) 第1条	本協定は、本委託に関し●●を代表企業とし、●●・●●・●●を構成企業とする●●(以下「優先交渉権者」という。)が、公募型プロポーザルを経て、優先交渉すべき優先交渉権者として選定されたことを確認し、飯田市(以下「市」という。)と優先交渉権者の間において、本委託に係る業務を受発注する契約(以下「業務委託契約」という。)の締結及びその他本委託の円滑な実施に必要な	本「基本協定書」(以下「本協定」という。)は、本協定に基づく委託(以下「本委託」という。)に関し●●を代表企業とし、●●・●●・●●を構成企業とする●●(以下「優先交渉権者」という。)が、公募型プロポーザルを経て、優先交渉すべき優先交渉権者として選定されたことを確認し、飯田市(以下「市」という。)と優先交渉権者の間において、本委託に係る業務を受発注する契	令和7年12月19日

	修正箇所	修正前	修正後	修正日
		基本的事項を定めることを目的とする。	約の締結及びその他本委託の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。	
20	第2条	(2)「JV」とは、本委託の維持管理に関する業務、改築に関する業務及び統括管理等に関する業務を行うことを目的として、構成企業である●●、●●及び●●により結成される共同企業体をいう。【※本号は、JVを設立しない場合は削除します。】	(2)「JV」とは、本委託の維持管理に関する業務、計画策定に関する業務及び統括管理等に関する業務を行うことを目的として、構成企業である●●、●●及び●●により結成される共同企業体をいう。【※本号は、JVを設立しない場合は削除します。】	令和7年12月19日
21	第7条	市及び優先交渉権者は、本業務の公募手続において市が公表した書類（公募資料等及びそれに関連する質問回答等（公表後の変更を含む。）の一切の書類をいい、以下「公募資料等」という。）に基づき、市と【JVまたはSPC】による業務委託契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。ただし、【JVの構成企業またはSPCの出資者】のいずれかが、本協定の締結までに公募資料等に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、市は【JVまたはSPC】との業務委託契約の締結に向けた一切の行為を中止することができる。【※本号は、優先交渉権者の組織後継により修正します。】	市及び優先交渉権者は、本委託の公募手続において市が公表した書類（公募資料等及びそれに関連する質問回答等（公表後の変更を含む。）の一切の書類をいい、以下「公募資料等」という。）に基づき、市と【JVまたはSPC】による業務委託契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。ただし、【JVの構成企業またはSPCの出資者】のいずれかが、本協定の締結までに公募資料等に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、市は【JVまたはSPC】との業務委託契約の締結に向けた一切の行為を中止することができる。【※本号は、優先交渉権者の組織後継により修正します。】	令和7年12月19日
22	第9条	各当事者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合、本協定を解除又は、	各当事者は、相手方が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合本協定を解	令和7年12月19日

	修正箇所	修正前	修正後	修正日
		当該事由を生じた者との関係で本協定を解除することができる。	除又は、当該事由を生じた者との関係で本協定を解除することができる。	
23	第9条	2 各当事者は、第1項各号事由に該当した当事者に対し、本協定の違反により被った損害の賠償を請求することができる。	2 各当事者は、第1項各号事由に該当した当事者に対し、当該事由と相当因果関係のある損害の賠償を請求することができる。	令和7年12月19日
24	第12条	市及び優先交渉権者（以下、両者を総称して「当事者」という。）は本業務又は本基本協定に関して知り得た事項（次の各号に掲げる情報を除く。以下「秘密情報」という。）を、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本業務の目的以外に使用してはならない。	市及び優先交渉権者（以下、両者を総称して「当事者」という。）は本委託又は本基本協定に関して知り得た事項（次の各号に掲げる情報を除く。以下「秘密情報」という。）を、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本委託の目的以外に使用してはならない。	令和7年12月19日
25	第12条	2 前項の規定は、次の各号における必要最小限の範囲で行う情報の開示については適用しない。 なお、各当事者は、第1号に規定する場合には、開示先が法律、条例、政令、規則、告示、通達、ガイドライン、行政指導又は行政手続き（以下総称して「法令等」という。）に基づき守秘義務を負っている者である場合を除き、本条と同等の秘密保持義務を課すものとし、開示先が秘密保持義務に違反した場合には、他の当事者に対してその責任を負う。 （1）各当事者が自らのアドバイザーに開示する場合	2 前項の規定は、次の各号における必要最小限の範囲で行う情報の開示については適用しない。 なお、各当事者は、第1号に規定する場合には、開示先が法律、条例、政令、規則、告示、通達、ガイドライン、行政指導又は行政手続き（以下総称して「法令等」という。）に基づき守秘義務を負っている者である場合を除き、本条と同等の秘密保持義務を課すものとし、開示先が秘密保持義務に違反した場合には、他の当事者に対してその責任を負う。 （1）各当事者が自らのアドバイザーに開示する場合	令和7年12月19日

	修正箇所	修正前	修正後	修正日
		<p>(2) 法令等に基づき公表又は開示が義務付けられる場合</p> <p>(3) 関係当局（行政機関の他、金融商品取引所を含む。）から要請を受けた場合</p> <p>本条の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても、なお5年間効力を有するものとする。</p>	<p>(2) 法令等に基づき公表又は開示が義務付けられる場合</p> <p>(3) 関係当局（行政機関の他、金融商品取引所を含む。）から要請を受けた場合</p> <p>3 本条の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても、なお5年間効力を有するものとする。</p>	
26	業務委託契約書（案）		変更箇所は令和7年12月19日公表の事業者質問回答内容をご参照ください。	令和7年12月19日
27	様式13		産業廃棄物処分費の項目を追加しました。全体の委託料は変更ありません。	令和8年1月14日
28	様式13	(計画策定業務委託料合計に、台帳システム構築の費用が計上されていない。)	計画策定業務委託料合計に、台帳システム構築費用を反映しました。 全体の委託料は変更ありません。	令和8年2月19日
29	様式13	(産業廃棄物処分費を計上する欄が、「F 手数料」内と「K 産廃処分費」内の2箇所ある。)	F 手数料内、「F-1 点検業務」の産業廃棄物処分費欄を削除しました。 産業廃棄物処分費はすべて K 産廃処分費内「K-1 産廃処分費」に計上してください。 全体の委託料は変更ありません。	令和8年2月19日
30	様式13	(竜丘浄化センター詳細のE 燃料費、「E-4 車両燃料費及び維持費」の10年合計を算出する計算式が入っていない。)	年度ごとの金額を入れることで10年合計が計算できるように修正しました。 全体の委託料は変更ありません。	令和8年2月19日
31	要求水準書	(前略) 当該点検・整備等に関するデータを委託	(前略) 当該点検・整備および改築工事等に関する	令和8年3月31日

	修正箇所	修正前	修正後	修正日
	1-3.(5)(ア)(4) データ管理業務	者より提供するため、当該システムに反映すること。	るデータを委託者より提供するため、当該システムに反映すること。 なお、改築工事については、機器(電気盤や中央監視装置等)の主要設備の更新については、施設維持管理上重要であることから、受託者において反映することとする。	
32	要求水準書 3-2.(4)(ア)	(ア) 点検・調査、修繕及び緊急時対応等の各業務の結果について、維持管理情報および固定資産情報として、委託者が管理する施設管理台帳システムにデータを反映すること。	(ア) 点検・調査、修繕、改築工事及び緊急時対応等の各業務の結果について、維持管理情報および固定資産情報として、委託者が管理する施設管理台帳システムにデータを反映すること。	令和8年3月31日
33	要求水準書 3-2.(4)(イ)	(イ) データの更新は可能な限りリアルタイムに行うこととするが、最低でも1か月に1回以上とすること。	(イ) データの更新は可能な限りリアルタイムに行うこととするが、最低でも1か月に1回以上とすること。なお、委託初年度については、受託者によるシステム構築が未了の状況であることを鑑み、システムに反映するデータの収集・整理状況について月間業務報告書において報告すること。	令和8年3月31日
34	要求水準書 5-4.台帳システムの構築⑤	(なし)	台帳システムは、原則、事業期間中の10年間は改良等が必要なく使用可能なものを納入すること。	令和8年3月31日
35	要求水準書	(なし)	運転日誌及び各種業務報告書に記載する情報は、	令和8年3月31日

	修正箇所	修正前	修正後	修正日
	9-5.(3)報告書に関する留意事項(エ)		委託者からの要請があった際に速やかに提示できるように、常に情報の管理・整理等を行うこと。特に薬品使用量については、清算のために確認を求めることがある。	
36	プロポーザル実施要領 6.11(7)	本委託を遂行するに当たり、参加者が最も強調したい事項若しくは参加者の特徴等、特筆事項を一つ提案し、2ページ以内で記載すること。	本委託を遂行するに当たり、参加者が最も強調したい事項若しくは参加者の特徴等、特筆事項を一つ以上提案し、2ページ以内で記載すること。	令和8年3月31日
37	業務委託契約書(案) 第1条	—	22「業務実施全体計画書」とは、本委託の履行期間における業務実施計画をいう。 (23以降一つずつ項番号繰り下がり)	令和8年3月31日
38	業務委託契約書(案) 第14条	(規定の適用関係) 本契約、公募資料等及び提案書類の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、本契約、公募資料等に関連する質問回答、公募資料等、の順に優先して適用されるものとする。	(規定の適用関係) 本契約、公募資料等及び提案書類の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、本契約、公募資料等に関連する質問回答、競争的対話の議事録等、公募資料等、提案書類、の順に優先して適用されるものとする。	令和8年3月31日
39	業務委託契約書(案) 第37条	—	(業務実施全体計画書) 受託者は、契約締結日の翌日から30日以内に、本委託の実施に関する基本的な重要事項を定めた業務実施全体計画書を策定し、委託者と協議の上、事業開始日[令和9年4月1日]の30日前までに委託者の承諾を得なければならない。 2 前項の業務実施全体計画書は、事業開始日か	令和8年3月31日

	修正箇所	修正前	修正後	修正日
			<p>ら事業期間の終了日 [令和 19 年 3 月 31 日] までの期間を対象とする。</p> <p>3 受託者は、前期又は後期 5 箇年業務実施計画書の内容等に変更が生じた場合、業務実施全体計画書が前期又は後期 5 箇年業務実施計画書と整合の取れるものとなるよう、委託者に変更を申し出たうえで、該当箇所の変更を行わなければならない。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。</p> <p>4 委託者は、前項の申し出を受けたときは、当該業務実施全体計画書の内容及び費用等の変更について、受託者と協議するものとする。</p> <p>(以降一つずつ条番号繰り下がり)</p>	
40	業務委託契約書 (案) 別記 3	対象指標 (CO2 排出量、イベント実施回数)、基準値	<p>要求水準書「表 1-1. 本委託に関する目標設定」への取組状況及び取組姿勢 (定量評価部分)</p> <p>【対象指標ごとに基準値を設定する。基準値は優先交渉権者と協議し決定する】</p>	令和 8 年 3 月 31 日
41	第 2 章 2 - 1 (1)	受託者は、業務委託契約書第 36 条 (業務実施計画書の策定) から 42 条 (業務実施計画書の修正) によるほか、(後略)	受託者は、業務委託契約書第 36 条 (業務実施計画書の策定) から 43 条 (業務実施計画書の修正) によるほか、(後略)	令和 8 年 4 月 13 日
42	第 2 章 2 - 3 (2) (イ)	修正又は再提出をしなかったときは、業務委託契約書第 42 条第 3 項 (業務実施計画書の修正) の定めるところにより、(後略)	修正又は再提出をしなかったときは、業務委託契約書第 43 条第 3 項 (業務実施計画書の修正) の定めるところにより、(攻略)	令和 8 年 4 月 13 日

	修正箇所	修正前	修正後	修正日
43	第2章2-4(2) (イ)	修正又は再提出をしなかったときは、業務委託契約書第42条第3項(業務実施計画書の修正)の定めるところにより、(後略)	修正又は再提出をしなかったときは、業務委託契約書第43条第3項(業務実施計画書の修正)の定めるところにより、(後略)	令和8年4月13日
44	第2章2-5(2) (イ)	修正又は再提出をしなかったときは、業務委託契約書第42条第3項(業務実施計画書の修正)の定めるところにより、(後略)	修正又は再提出をしなかったときは、業務委託契約書第43条第3項(業務実施計画書の修正)の定めるところにより、(後略)	令和8年4月13日
45	第2章2-6(2) (イ)	14日を過ぎてもその変更若しくは修正又は再提出をしなかったときは、業務委託契約書第42条第3項(業務実施計画書の修正)の定めるところにより、(後略)	14日を過ぎてもその変更若しくは修正又は再提出をしなかったときは、業務委託契約書第43条第3項(業務実施計画書の修正)の定めるところにより、(後略)	令和8年4月13日
46	第2章2-7(2) (イ)	14日を過ぎてもその変更、修正又は再提出をしなかったときは、業務委託契約書第42条第3項(業務実施計画書の修正)の定めるところにより、(後略)	14日を過ぎてもその変更、修正又は再提出をしなかったときは、業務委託契約書第43条第3項(業務実施計画書の修正)の定めるところにより、(後略)	令和8年4月13日
47	第6章6-2(4) (ア)	既存施設等に重大な契約不適合があるときは、業務委託契約書第96条(契約終了時の既存施設等の確認)の定めにより、(後略)	既存施設等に重大な契約不適合があるときは、業務委託契約書第97条(契約終了時の既存施設等の確認)の定めにより、(後略)	令和8年4月13日
48	第7章7-4(3) (エ)	本委託が不履行となる恐れがあるときの措置は、業務委託契約書第89条(委託者による契約の解除)の定めにより本契約を解除できるものとする。	本委託が不履行となる恐れがあるときの措置は、業務委託契約書第90条(委託者による契約の解除)の定めにより本契約を解除できるものとする。	令和8年4月13日
49	第8章8-1(1)	受託者は、本委託を効果的かつ効率的に実施するため、業務委託契約書第44条第2項(施設改良	受託者は、本委託を効果的かつ効率的に実施するため、業務委託契約書第45条第2項(施設改良	令和8年4月13日

	修正箇所	修正前	修正後	修正日
		等)に基づき、(後略)	等)に基づき、(後略)	
50	第8章8-1(4)	委託者又は受託者に費用の変更又は損害が生じたときの措置は、業務委託契約書第46条(要求水準書の変更等)、第47条(要求水準書の変更に伴う措置)の定めるところによるものとする。	委託者又は受託者に費用の変更又は損害が生じたときの措置は、業務委託契約書第47条(要求水準書の変更等)、第48条(要求水準書の変更に伴う措置)の定めるところによるものとする。	令和8年4月13日
51	第8章8-1(5)	業務委託契約書第97条(改良施設の撤去等)の定めるところにより、(後略)	業務委託契約書第98条(改良施設の撤去等)の定めるところにより、(後略)	令和8年4月13日
52	第8章8-2(1)	本委託を効果的かつ効率的に実施するため、業務委託契約書第44条第1項(施設改良等)に基づき本件施設に設備を設置することができる。	本委託を効果的かつ効率的に実施するため、業務委託契約書第45条第1項(施設改良等)に基づき本件施設に設備を設置することができる。	令和8年4月13日
53	第8章8-2(4)	委託者又は受託者に費用の変更又は損害が生じた場合の措置は、業務委託契約書第46条(要求水準書の変更等)、第47条(要求水準書の変更に伴う措置)の定めるところによるものとする。	委託者又は受託者に費用の変更又は損害が生じた場合の措置は、業務委託契約書第47条(要求水準書の変更等)、第48条(要求水準書の変更に伴う措置)の定めるところによるものとする。	令和8年4月13日
54	第8章8-2(5)	業務委託契約書第97条(改良施設の撤去等)に定めるところにより、(後略)	業務委託契約書第98条(改良施設の撤去等)に定めるところにより、(後略)	令和8年4月13日
55	第9章9-1	受託者は、運転日誌を作成し、本件施設に備えるとともに、業務委託契約書第58条(運転日誌の作成)に定めるところにより、(後略)	受託者は、運転日誌を作成し、本件施設に備えるとともに、業務委託契約書第59条(運転日誌の作成)に定めるところにより、(後略)	令和8年4月13日
56	第9章9-2	受託者は、以下に示す内容を最低限として月間業務報告書を作成し、業務委託契約書第59条(業務の報告)に定めるところにより、(後略)	受託者は、以下に示す内容を最低限として月間業務報告書を作成し、業務委託契約書第60条(業務の報告)に定めるところにより、(後略)	令和8年4月13日
57	第9章9-3	受託者は、以下に示す内容を最低限として、年間	受託者は、以下に示す内容を最低限として、年間	令和8年4月13日

	修正箇所	修正前	修正後	修正日
		業務報告書を作成し、業務委託契約書第59条（業務の報告）に定めるところにより、（後略）	業務報告書を作成し、業務委託契約書第60条（業務の報告）に定めるところにより、（後略）	
58	第10章10-3（2） （ア）	改善措置について委託者から通告を受けたときは、業務委託契約書第65条（改善通告）の定めにより、（後略）	改善措置について委託者から通告を受けたときは、業務委託契約書第66条（改善通告）の定めにより、（後略）	令和8年4月13日
59	第10章10-3（2） （イ）	改善計画書について、その実施状況を委託者に報告するときは、業務委託契約書第65条（改善通告）の定めによるほか、（後略）	改善計画書について、その実施状況を委託者に報告するときは、業務委託契約書第66条（改善通告）の定めによるほか、（後略）	令和8年4月13日
60	第10章10-3（2） （ウ）	受託者が業務委託契約書第66条（改善計画書の変更）の定めるところにより改善計画書の変更及び再提出を行うときの規定は、（後略）	受託者が業務委託契約書第67条（改善計画書の変更）の定めるところにより改善計画書の変更及び再提出を行うときの規定は、（後略）	令和8年4月13日
61	第10章10-3（3） （ア）	変更又は再提出された改善計画書に定める期日までに当該要求水準の未達又は受託者の責による債務不履行が是正されないときは、業務委託契約書第67条（委託料の支払停止）に定めるところにより、（後略）	変更又は再提出された改善計画書に定める期日までに当該要求水準の未達又は受託者の責による債務不履行が是正されないときは、業務委託契約書第68条（委託料の支払停止）に定めるところにより、（後略）	令和8年4月13日
62	第10章10-4	業務委託契約書第64条（中間総合評価の実施）に定める中間総合評価は、委託者及び受託者が立会いの下、（後略）	業務委託契約書第65条（中間総合評価の実施）に定める中間総合評価は、委託者及び受託者が立会いの下、（後略）	令和8年4月13日
63	第10章10-4（1） （イ）	業務委託契約書第89条（委託者による契約の解除）の定めに従うものとし、（後略）	業務委託契約書第90条（委託者による契約の解除）の定めに従うものとし、（後略）	令和8年4月13日
64	第10章10-4（2） ③	委託者と受託者で協議を行い、必要に応じて業務委託契約書第89条（委託者による契約の解除）	委託者と受託者で協議を行い、必要に応じて業務委託契約書第90条（委託者による契約の解除）	令和8年4月13日

	修正箇所	修正前	修正後	修正日
		の定めに従うものとする。	の定めに従うものとする。	
65	第11章11-1	なお、委託者及び受託者の費用負担等については、業務委託契約書第56条（災害・事故発生時の費用負担）の定めに従うものとする。	なお、委託者及び受託者の費用負担等については、業務委託契約書第57条（災害・事故発生時の費用負担）の定めに従うものとする。	令和8年4月13日
66	第11章11-4（4） （ア）	（ア）業務委託契約書第92条（不可抗力に伴う通知の付与及び契約内容の変更）の定めによるものとする。	（ア）業務委託契約書第93条（不可抗力に伴う通知の付与及び契約内容の変更）の定めによるものとする。	令和8年4月13日
67	第11章11-4（4） （イ）	業務委託契約書第56条（災害・事故発生時の費用負担）の定めによるものとする。	業務委託契約書第57条（災害・事故発生時の費用負担）の定めによるものとする。	令和8年4月13日
68	第11章11-4（4） （エ）	業務委託契約書第81条（第三者に及ぼした損害）の定めによるものとする。	業務委託契約書第82条（第三者に及ぼした損害）の定めによるものとする。	令和8年4月13日
69	第12章12-5（1）	受託者がその要求に合意した段階で、業務委託契約書第89条（委託者による契約の解除）又は第90条（受託者による契約の解除）の定めにより契約が解除されたときもしくは業務委託契約書第98条第1項（所有権の移転）に基づき受託者が設置した設備の譲渡を委託者が要求した場合の清算方法は、（後略）	受託者がその要求に合意した段階で、業務委託契約書第90条（委託者による契約の解除）又は第91条（受託者による契約の解除）の定めにより契約が解除されたときもしくは業務委託契約書第99条第1項（所有権の移転）に基づき受託者が設置した設備の譲渡を委託者が要求した場合の清算方法は、（後略）	令和8年4月13日
		以下余白		